

令和7年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（第2回）
会 議 錄

令和7年10月



会 議 錄

□会議の名称： 令和7年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（第2回）

□開催日時： 令和7年10月28日（火）
午後2時00分開会～午後3時30分閉会

□開催場所： 紀の川市役所 4階 401会議室

□会議次第：

1. 開 会
2. あいさつ
3. 出席者紹介
4. 議 事
5. そ の 他
6. 閉 会

□会議資料：

- 配席図、出席者名簿
- 議案書、別冊資料
- 紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）リーフレット

□会議の公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）： 公開

□傍聴人の数（公開した場合）： 0人

□出席（欠席）委員： 「（参考）出席者名簿」のとおり

□事務局：

事務局長（企画部 部長） 栗本 宗彦
事務局次長（交通政策課 課長） 横山 崇英
事務局員（交通政策課 班長） 南條 青志
事務局員（交通政策課 主査） 井辺 将文

□会議録署名委員：（桃山地区区長会 会長） 新谷 幸治 委員
（貴志川地区区長会 会長） 井上 祯 委員

□議事進行

1. 開会

○横山事務局次長より会議の開会を宣言。

2. あいさつ

○今城会長より挨拶。

3. 出席者紹介

○横山事務局次長より、出席者の紹介は出席者名簿、配席図の配付をもって代えさせていただく旨案内する。

○本日の議案に関連して、「紀の川デマンド乗合交通」のシステム等の提供事業者として、「MONET Technologies (モネ テクノロジーズ) 株式会社」の担当者が出席している旨紹介する。

4. 議事

○協議会規約に基づき井上副会長が議長となり、議事を進行。

○井上議長が、会議の成立要件に鑑み、有効に成立していることを確認する。

○井上議長が、会議録署名委員（2名）を指名し、了承を得る。

【議案第1号】紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の河南地域拡大について

○井上議長

事務局へ説明を求める。

○事務局

「議案書4ページ（資料1）」により、協議内容の項目やこれまでの協議会の検討経過について説明。

「別冊資料 紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）河南地域拡大について」により、「区域運行の導入理由」「令和7年1月に運行を開始した河北エリアの1月から9月までの利用状況」「河南地域拡大後の運行概要と営業区域の設定」「定員11人未満の車両を使用すること」「区域運行のために営業所ごとに配置する車両が最低車両数を下回ること」「今後の予定」等について説明。

○井上議長

意見・質疑を委員に求める。

○新谷委員（桃山地区区長会）

営業区域について、桃山町では一番買い物に行くにも大変な奥安楽川地区や野田原地区等が入っていない。この間地区での説明会があり、その後、各区長からも話を聞いて自分自身も思ったことであるが、営業区域を今の形に決めた理由はあるのか。

どちらかというと移動が大変な地区を優先してあげてほしい気持ちがある。一人暮らしの方とか、車に乗れない人が大半となっている。そういう背景もある中で、今回の営業区域の振り分けがどういう意図があったのかお伺いしたい。実証実験をするのであれば仕方ない気もするが、せっかくいいことをやっていただいているのに、「何故うちの地域には来ないのか」といった声も出てくると思う。

○川嶋委員（紀の川市身体障害者連盟）

今のご意見に関連する意見であるが、奥安楽川や野田原地区では移動手段として地域巡回バスを利用する形になると思う。この運行便数も増やすのであれば良いのだが、おそらく増やすことはないだろうと思っている。これについて、どのように考えているのか、併せて聞きたい。

○事務局

エリアの設定については、片道約20分以内で移動できる範囲という考え方で設定した。鞆瀬や奥安楽川等の今回エリア外となった地区についても検討はしたが、区域運行の性質は、少し寄り道をすることで1台の車両に効率的に乗り合って運行する仕組みになっている。

これが山間部のところまでエリアを広げていったときに、目的地は街中になることが多いと思われる所以、1運行の所要時間がそれだけ多くかかるてしまう。その後の時間に予約が入った場合、先に予約をした人を送り届けてから、再度山間部に戻って運行をすることになるので、今回ののりのり交通の仕組みでは、効果的に運行できないと判断している。そのため、ある程度街中で、現在地域巡回バスが効率的に運行で

きていないところを区域運行で見直していくという考え方でのりのり交通を運行している。

奥安楽川、鞆湧、野田原、高野等の地区は現在地域巡回バスを運行しており、今後も運行を継続する予定であるが、こちらもより効果的な運行となるよう、今後見直していく予定の中で、地域巡回バスとのりのり交通を組み合わせることで、従来よりも買い物等移動しやすい形を考えていきたい。

○新谷委員（桃山地区区長会）

今の説明によると、地域巡回バスについては今後も運行を継続するということか。

○事務局

区域運行のエリア外で、一定の居住がある地域については、移動手段の確保のため、地域巡回バス等の交通手段を残していく考えをしている。

○新谷委員（桃山地区区長会）

そのように考えているのであれば、説明資料に明確に見えるようにしてもらわなければ、エリア外の地区的区長さんも説明に困ると思う。高齢者の方は市が良い取組をしていても、なかなかとつつかない。説明を見る化してもらえた認知が進むと思う。今後の課題だと思うが、皆さん平等になるような情報発信をしてもらえたうれしい。

○事務局

ご意見のとおりかと思う。今後1月に各戸配布させていただくリーフレットについては、桃山鞆湧コース、細野貴志川コース、高野コースなどのりのり交通のエリアに含まれていない地域については、地域巡回バスがあるため、路線図やバス停等明記した形で配布させていただきたいと考えている。

○森川委員代理（和歌山バス那賀株式会社）

来年から南エリアを拡大する話で、現在貴志駅のインバウンドのお客がすごい数になっている。和歌山電鐵さんをご利用されて貴志駅に来られるが、電車を待つために結構時間を持て余している様子も見られる。現在、貴志川町内を歩いて散策している

インバウンドもいる状況。こののりのり交通を利用していただくという意味で、和歌山電鐵さんと連携してインバウンド向けにアピールして、買い物とかいちご狩りとかをのりのり交通に乗って行く楽しみ方ができたら、まちの情報発信にもつながると思うので、要望も含めてにはなるが、今後ご検討をお願いしたい。

○事務局

インバウンドの方にもアプリ等でのりのり交通をご利用いただける形をとっていくので、情報発信の仕方については検討していかなければならないが、協議を進める中で実現できればと考えている。

○新谷委員（桃山地区区長会）

のりのり交通は登録しておかなければ、予約できないのか。実際に利用する前に事前に登録しておくことはできるのか。

○事務局

登録していなければ予約はできない。事前に登録いただければ、運行開始後に予約していただけるようになる。

○新谷委員（桃山地区区長会）

そういうった情報を最終の各戸配布の時に明記いただけるという形か。高齢者に対して説明するときは分かりやすさを心がけていただきたい。

○事務局

リーフレットの中にも予約する場合には利用登録が必要と明記するとともに、情報発信の際にもまずは利用登録が必要ということは説明していきたいと考えている。

○井上議長

別冊資料4ページで、天北の利用が多い理由は何か。

○事務局

共通エリア内の乗降ポイントで、西にも東にも行けるということと、複数回利用しているヘビーウーザーが、複数人おられるためと考えている。

○井上議長

資料を作るときに、ユーザー何人で今の利用の9割ぐらいを占めているかの積み上げのグラフを作ると良い。1人で何回乗っているかで積み上げて、次に2人目で多い人を積み上げていくと、全体の9割の利用を何人のユーザーで占めているかが分かる。その人数が少ないほどヘビーユーザーが多いということになり、たくさんの人数であれば、多くの人たちがほどほどに使ってくれているという見方ができる。ヘビーユーザーがおられるということは、その方が利用しなくなると大幅に利用が減少することになる。もし利用が大幅に下がった場合はどうなるのかを見るとときの指標になるので、しっかり確認いただければ。

また、今は電話予約が多いということだが、電話予約がもっと増えても対応可能な状況かお伺いしたい。

○事務局

現在電話回線は2回線となっているが、河南地域拡大後は4回線に増やす予定のため、対応は問題ないと思われる。

○井上議長

例えば交通事業者が電話を受ける自治体だと、電話予約が増えすぎると対応に窮する事例も見られるので、それが心配無いようであれば、無理してLINEやアプリに誘導せずとも、皆さんが予約しやすい方法で進めれば良いと考えている。

個人的にはLINEで登録した際には使いづらく、アプリの方が良いと思っている。往復の行先がほぼ固定される場合はLINEでもいけるかと思うが、色々なところに行くのであれば、アプリの方が良いという感想。

LINEやアプリの魅力は事前登録がその場でできることなので、使える方はダウンロードして使えるようにした方が良いかと思う。

積み残しは今まで出ているのか。

○事務局

今まで積み残しはない。

○井上議長

それであれば今後もこの車両で十分かと思う。

(その他、意見・質疑等なし)

○井上議長

拍手をもって承認の可否を確認。

(拍手多数)

○井上議長

拍手多数と認め、議案第1号を承認する。

【議案第2号】運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて

○井上議長

事務局へ説明を求める。

○事務局

「議案書6～9ページ（資料2）」により説明。

令和7年6月30日付で国土交通省より、運賃協議会関係者の負担軽減及び生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方として、「必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない」との考え方とともに、軽微な事案として4つの事案の例を示された。

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会においても、「国土交通省が示した軽微な事案の4例」及び「その他運賃協議部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合」については、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案として位置付けたい。本議案について承認いただければ、議案書8ページ、9ページの案のとおり運賃協議部会設置規程を改正する。なお、令和7年10月7日～10月20日までの期間で実施した運賃協議部会（書面会議）で、部会員の皆様に意見照会したところ、賛成10名、反対0名となった。

○井上議長

意見・質疑を委員に求める。

(意見・質疑等なし)

○井上議長

率直に言えば、結構面倒だった手続きが国交省の皆さまのおかげで簡略化されたという話で、我々の会議を進めるうえでは大変ありがたい取組かと思う。

○井上議長

拍手をもって承認の可否を確認。

(拍手多数)

○井上議長

拍手多数と認め、議案第2号を承認する。

【議案第3号】桃山駒渓コースのバス停新設について

○井上議長

事務局へ説明を求める。

○事務局

「議案書11～13ページ（資料3）」により説明。

令和8年1月5日から駒渓出張所・駒渓診療所が移転することに伴い、バス停を当該施設内に新設し、敷地内に乗入を行う形で運行経路を追加するもの。

既存のバス停の発着時刻は変更せず、「駒渓出張所・駒渓診療所」の時刻を追加する形で運行する。この変更に伴う運賃の変更は無い。

今回の改正は路線の延長や経路の変更が行われるため、原則的には意見募集等を行ったうえで運賃協議部会を開催する必要があるが、議案第2号で承認いただいた軽微な事案にあるように、停留所の新設とそれに伴う路線の延伸はあるものの、運賃の変更は行わないことから、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案と言えるため、開催を省略することについて、ご了承をお願いしたい。

○井上議長

意見・質疑を委員に求める。

(意見・質疑等なし)

○井上議長

経路の変更は、鞆湊出張所・鞆湊診療所の目の前なので、皆様のご異議はないと思うが、先ほど協議した軽微な事案として、運賃協議部会は開かないことについて、委員の皆様からのご意見・質疑は無いか。私は軽微な事案に該当するものと考えている。

(意見・質疑等なし)

○井上議長

拍手をもって承認の可否を確認。

(拍手多数)

○井上議長

拍手多数と認め、議案第3号を承認する。

【議案第4号】令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の変更について

○井上議長

事務局へ説明を求める。

○事務局

「議案書15～27ページ（資料4）」により説明。

議案第3号の改正により、桃山鞆湊コースの距離が100m延伸した。桃山鞆湊コースは国庫補助事業の対象路線として、計画を策定していたため、今回の改正に合う形で計画を変更する。

○井上議長

意見・質疑を委員に求める。

(意見・質疑等なし)

○井上議長

拍手をもって承認の可否を確認。

(拍手多数)

○井上議長

拍手多数と認め、議案第4号を承認する。

5. その他

○井上議長

委員からの共有事項の有無等を確認する。

(共有事項等なし)

○井上議長

私の方から情報共有させていただく。紀の川市では、来年1月からのりのり交通が市内全域広いエリアで運行されるが、今後この協議会でどういうことを話し合わなければならぬのか、どんな視点で進めたら良いのかということを共有させていただく。

(井上議長から資料に沿って、公共交通を取り巻く現状、地域内の移動データを可視化することの重要性、地域公共交通を維持していくうえで大切となる考え方等について、情報共有いただく)

○井上議長

事務局からは、何があるか。

○事務局

会議録の署名について、案内を行う。

○今城会長

本日、委員の皆様には慎重審議いただき、お礼を申し上げる。紀の川デマンド乗合交通の運行拡大や地域巡回バスについて、多くのご意見をいただいたが、ご提言のとおり、住民の声も聞きながら今後も取組を検討していく必要があると認識している。

井上議長からも他市町の事例をもとに情報共有いただいた。紀の川市としても委員の皆様と、紀の川市にとってより良い公共交通を目指していきたいと考えている。

6. 閉会

以上、令和7年度紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（第2回）の内容を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年 11月 11日

会長 今城 宗光

署名委員 井上 順

署名委員 新谷 幸治

(参考) 出席者名簿

(敬称略)

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	紀の川市福祉部	部長	貴多橋 一仁	
	紀の川市農林商工部	部長	西 博行	
	紀の川市建設部建設総務課	次長兼課長	児玉 一成	代理出席
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	代理出席
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	和歌山地区 副委員長	西脇 正宜	代理出席
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	地域共生室 課長代理	大木 優之	代理出席
	和歌山電鐵株式会社	総務企画部 営業企画課 課長	竹添 善文	代理出席
(3) 住民又は利用者の代表	那賀地区区長会	会長	野村 清彦	
	桃山地区区長会	会長	新谷 幸治	
	貴志川地区区長会	会長	井上 穎	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長 又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門 官	明石 久則	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門 官	川村 昌光	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	交通課	西川 英亨	代理出席
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	龍谷大学文学部	教授	井上 学	副会長
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	主査	尾藤 道隆	監査委員 代理出席
	那賀振興局建設部	副部長	久保 省生	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員

欠席	紀の川市教育部	部長	長田 和美	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	打田地区区長会	会長	山地 克巳	
	粉河地区区長会	会長	赤松 新太郎	
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	柴田 真次	